

《三菱電機グループ保険》 新型コロナウイルス感染症に関する取扱い

新型コロナウイルス感染症に関しまして、『三菱電機グループ保険』における主な保険金について、下記のとおりご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 『三菱電機グループ保険』の保障（補償）内容

(1) いのちの保険（死亡保険金）《引受保険会社：明治安田生命保険相互会社（事務幹事）》
新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による死亡保険金の対象となります。

(2) 病気・ケガの保険（団体総合生活保険）《引受保険会社：東京海上日動火災保険》

① 疾病入院保険金（医療の補償）

新型コロナウイルスによる肺炎は疾病に該当するため、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合、保険金の支払い対象となります。

■ **支払われる保険金 = 疾病入院保険金日額 × 入院日数**^{※1}

※1：1回の入院については60日が限度となります。

<ご参考> 診断日ごとのご請求可否について

ケース	診断日		
	2022年9月25日以前	2022年9月26日から 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
病院等の医療機関に入院された場合 (約款上の取扱い)	○ (ご請求対象)		
宿泊・自宅療養された場合(みなし入院)	重症化リスクの高い方	○ (ご請求対象)	× (ご請求対象外)
	上記以外の方	○ (ご請求対象)	× (ご請求対象外)

※重症化リスクの高い方とは、以下のとおりです。

- ・65歳以上の方
 - ・入院を要する方
 - ・妊婦の方
 - ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- *療養証明書等の新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる書類をご提出頂く場合に限りです。

② 退院後通院保険金（医療の補償）

疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、通院する場合は保険金のお支払い対象となります。

■ **支払われる保険金 = 退院後通院保険金日額 × 通院日数**^{※2}

※2：退院日の翌日からその日を含めて180日以内の通院が対象となり、90日が限度となります。

③ 新規加入・補償拡充時の告知について <2022年9月26日変更>

2022年9月26日(月)以降の告知においては、医療機関への入院なし(自宅療養等)のケースについて、保険金お支払いの有無に関わらず、告知書における「入院」には該当しない取扱いとします。

※2022年9月25日(日)以前に診断された方や、2022年9月26日(月)以降に診断され保険金のお支払い対象となる方(65歳以上の方等)を含む全ての方が対象となります。

2. お問い合わせ先

保障（補償）内容のご相談、保険金のご請求、手続き方法等については、最寄りの三菱電機保険サービスへ電話・メール等でご連絡ください。

■ **最寄りの営業所は[こちら](#)**

■ **WEBからのご相談・お問い合わせは[こちら](#)**

※本内容は現時点での情報であり、今後変更となる可能性があります。

※この案内は三菱電機グループ保険の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、三菱電機保険サービスにお問い合わせください。

以上